

滋賀県社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の制定について

1 条例制定の趣旨

平成30年6月の社会福祉法の改正により無料低額宿泊所に係る設備や運営等に関する事項について、都道府県等において基準を定めるとされたことから、厚生労働省令を基に条例により基準を定めるもの。

2 無料低額宿泊所について

～無料低額宿泊所とは～

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業」を行う施設。

(例)専ら住居のない低所得者(主に生活保護受給者)を入居対象としている低家賃の共同住宅。

【全国の状況(平成30年7月末現在) 平成30年 厚生労働省調査結果より】

施設数 570施設、入所者数17,067人(うち生活保護受給者15,457人)

【滋賀県内の状況(令和2年3月4日現在)】

県内に施設なし。

3 経過等

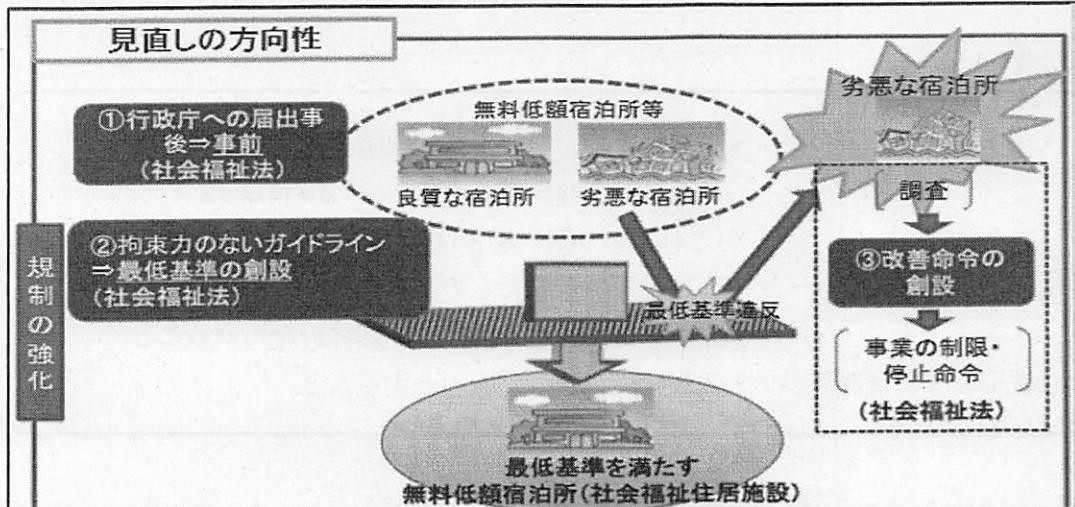
【法改正に至る背景】

- ・無料低額宿泊所はこれまで国のガイドライン(拘束力なし)において定められた運営基準等により運営されていたが、施設の中には、劣悪な環境で被保護者から高額な利用料を徴収するなど、いわゆる「貧困ビジネス」の温床になっているとの指摘があった。
- ・加えて、近年、防火対策が不十分な施設において、生活保護受給者等が罹災した火災事故が発生。

【具体的な見直し内容】

- ① 事業開始時の届出を、「事後届出制」から「事前届出制」に改正
- ② 法定の基準を創設
- ③ 「改善命令」(基準に適合しない場合)および「事業の制限・停止命令」(改善命令違反等)の創設

※罰則: 事業の制限・停止命令に違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金



4. 試案の概要

(1) 無料低額宿泊所の定義（第2条関係）

※(1)のア・イ・ウのいずれかを満たすこと。(2)は必須。

(1) ア. 入居の対象者を生計困難者に限定していること。

イ. 入居者の総数のうちに占める被保護者の数の割合がおおむね 50 パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ. 入居者の総数のうちに占める被保護者の数の割合がおおむね 50 パーセント以上であり、利用料（居室の使用料および共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること。

(2) 居室の使用料が無料または生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

(2) 無料低額宿泊所の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準（第3条関係）

① 基本方針（別表-1）

●無料低額宿泊所の設置者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、入居者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、無料または低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要なサービスを適切かつ効果的に提供すること。

② 規模（別表-2）

●無料低額宿泊所の規模は、5人以上の人員を入居させることができるものとすること。

③ サテライト型住居の設置（別表-3）

●設置者は、無料低額宿泊所の本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。）と一体的に運営される附属施設であって、その利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。）を設置することができること。

④ 構造および設備（別表-4）

●居室・・・・・・・・・・・・・・・1の居室の定員は1人。地階設置は不可。

床面積は、収納設備を除き、 7.43 m^2 以上。

（これにより難い場合は 4.95 m^2 以上。）

●浴室・・・・・・・・・・・・・・・入居定員に適したものとすること。浴槽を設けること。

●炊事設備・・・・・・・・・・・・火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

●洗面所、便所および洗濯室または洗濯場・・入居定員に適したものとすること。

⑤ 職員等（別表-5）

- 職員数：当該無料低額宿泊所の実情に応じた適当な数（うち1人は施設長）。
- 施設長：社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業等に従事した期間が2年以上である者またはこれらと同等以上の能力を有すると認められる者とすること。
- 職員：できる限り社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めること。

⑥ 運営規程の整備等（別表-12）

- 運営規程には、無料低額宿泊所の目的および運営の方針、職員の職種、員数および職務の内容、入居定員、入居者に提供するサービスの内容および利用料その他の費用の額、無料低額宿泊所の利用に当たっての留意事項、非常災害対策、その他無料低額宿泊所の運営に関する重要事項を記載すること。

⑦ 人権への配慮等（別表-13）

- 設置者は、入居者の意思および人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努めること。
- 設置者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。【県条例独自の規定】

⑧ 非常災害対策（別表-15）

- 設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成すること。
- 施設長は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。
- 施設長は、計画ならびに通報および連絡の体制を定期的に職員に周知すること。
- 施設長は、定期的に避難および消火に関する訓練を行うこと。
- 設置者は、非常災害等の発生の際にその業務が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力をを行う体制を構築するよう努めること。【県条例独自の規定】

5 施行日

令和2年4月1日。ただし、③サテライト型住居の設置に関する部分については、令和4年4月1日。

滋賀県社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例案要綱

1 制定の理由

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、無料低額宿泊所に係る設備の規模および構造ならびに運営に関する基準について条例で定めることとされたことに伴い、新たに滋賀県社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものです。

2 概要

(1) この条例は、社会福祉法の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準（以下「基準」という。）について定めることとします。（第 1 条関係）

(2) この条例における無料低額宿泊所の定義を定めることとします。（第 2 条関係）

(3) 無料低額宿泊所の基準について定めることとします。（第 3 条、別表関係）

(4) その他

ア この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(3) の一部は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。